平成２３年（フ）第３１号
神奈川県横須賀市池田町６丁目31番14号
債務者　熊澤千恵美
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第３７号
神奈川県横須賀市佐野町３丁目２番地
債務者　金城成哲こと　金　　成哲
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第４３号
神奈川県横須賀市鴨居２丁目64番２号
債務者　中山　　泉
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２８７号
青森県三戸郡階上町大字角柄折字外越１番地43
債務者　横川禎司郎
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１６号
青森県八戸市大字鮫町字上盲久保18番地71
高橋住宅３号
債務者　田村　光市
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１７号
青森県八戸市大字鮫町字上盲久保18番地71
高橋住宅３号
債務者　田村　惠子
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１７号
松江市千鳥町26番地２　湖北ビル405、前住所松江市山代町488番地２　コーポあらき203号
債務者　福永　榮一
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４０号
松江市大庭町1388番地３　八重垣団地423号室
債務者　高梨　雅之
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４８号
松江市島根町大芦1589番地、前住所広島市中区土橋町１番１―601号
債務者　田頭　倫子
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８号
広島県福山市新市町大字常1573番地１、旧住所広島県福山市津之郷町大字津之郷186番地の165
債務者　広宣電設工業こと　麦谷　満男
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１９号
広島県福山市新市町大字常1573番地１、旧住所広島県福山市津之郷町大字津之郷186番地の165
債務者　麦谷　隆宏
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第７０９０号
大阪市淀川区三津屋南３丁目10番13号　ダイシンコーポ106号
債務者　寺尾　邦喜
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０１号
大阪市西淀川区佃１丁目１番74―209号
債務者　奥野　正宏
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８９０号
大阪府豊中市旭丘９番１―208号
債務者　土佐　秀高
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９９９号
大阪市阿倍野区播磨町１丁目５番25号　国家公務員用合同宿舎106
債務者　中野　大樹
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０２４号
大阪市大正区鶴町３丁目10番５号
債務者　黒木　　健
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０８７号
兵庫県宝塚市武庫山２丁目４番78―620号、事業所所在地大阪市北区本庄東２―２―８　エンブレムコート１階
債務者　ヴェーズワークスこと　渡邉　浩行
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部